

消取引第506号
令和5年5月9日

消費者委員会
委員長 後藤 卷則 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄
(公印省略)

特定商取引に関する法律施行令の一部改正について（諮問）

特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）の改正について、下記事項に関し御審議いただきたく、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第64条第1項の規定に基づき諮問します。

記

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第61号）の施行に伴い、別添の案のとおり、特定商取引に関する法律第26条第1項第8号ニに規定する適用除外の対象として政令で定められている役務の提供に関し、特定商取引に関する法律施行令別表第2の改正を行うことについて

以上